



2019年4月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ デ ィ ア
 代表者名 代表取締役社長 CEO 原尾 正紀
 (コード番号：3935 東証マザーズ)
 問合せ先 管理部門執行役員 米山 伸明
 (TEL. 03-5210-5801)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年5月24日開催予定の第19回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2019年5月24日開催予定の第19回定時株主総会において、選任を予定している取締役の会長職就任に備え、株主総会及び取締役会の招集・運営に柔軟性を持たせるため、該当する条項に新たに取締役会長を追加するとともに、文言の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分が改定箇所)

現行定款	定款変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
第15条 (目的) 株主総会は、取締役会の決議により <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第15条 (目的) 株主総会は、取締役会の決議により <u>取締役会長又は取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役会長及び取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第16条～第24条 (条文省略)	第16条～第24条 (現行どおり)

<p>第25条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条～第45条（条文省略）</p>	<p>第25条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条～第45条（現行どおり）</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年5月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2019年5月24日（予定）

以 上